

盛岡市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者募集に係るQ & A

令和5年4月5日

No.	施設区分	書類区分	問	回答
1	B B 介護医療院		<p>①補助金の交付決定前に改修してよいか。 ②改修工事の工事内容を分けて実施してよいか。</p>	<p>①事前着手承認や交付決定通知が得られていなければ、事業着手は認められません。また、交付決定前に事業着手してしまうと、補助金の交付対象外となりますので、ご注意ください。 ②工事を分けて実施することを否定するものではありませんので、事業計画書にご意向を記載してください。</p>
2	D 小規模多機能型 居宅介護		<p>①応募の時期が早いほど運営候補事業者を選定する面接審査を早く受けることができるとあるが、新規指定日及び事業所開所日も早くなるという見解でよいか。 ②補助金を活用した場合と活用しない場合の新規指定日又は事業所開所日の時期は変わるか。 ③代表者（認知症対応型サービス事業開設者研修）及び管理者の（認知症対応型サービス事業管理者）要件について、令和4年度は研修受講が終了しているため、令和5年度の研修を受講し、終了することを見込んでよいか。 ④上記研修を県外で受講終了することは可能か。</p>	<p>①お見込みのとおり応募時期が早ければ早いほど、審査会の開催も早まり、新規指定日及び事業所開所日が早くなると考えられます。 ②補助金を活用した場合、手続きの兼ね合いから希望通りの事業所開所日とならない可能性が含まれます。一方、補助金を活用しない場合、審査会の結果、運営候補事業者として選定されましたら、法人の任意で着手していただいて構いません。 ③お見込みのとおり、令和5年度の研修終了を見込んで差し支えありません。 ④可能です。</p>